特許検索における質問意図の 曖昧化

中川研 胡 瀚林 指導教員:中川 裕志 教授

2016年1月31日

● 背景紹介

● 背景紹介

特許

特許とは?

- 特許法第1条には「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」とある。
- 特許制度は,発明者には一定期間,一定の条件の もとに特許権という独占的な権利を与えて発明の 保護を図る一方,その発明を公開して利用を図る ことにより新しい技術を人類共通の財産としてい くことを定めて,これにより技術の進歩を促進し, 産業の発達に寄与しようというものである。

特許

特許とは?

- (新規性:特許法 29条第 1項)特許出願前に公然知られた発明,公然実施をせれた発明,頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明について特許を受けることができない.
- (進歩性:特許法29条第2項)特許出願前にその 発明の属する技術の分野における通常の知識を有 する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発 明をすることができたときは,その発明について は、同項の規定にかかわらず,特許を受けること ができない.